

令和7年2月25日（火）①

開 会（午前9時30分）

松本議長

市長提出議案に対する質疑順位の決定をお願いします。

【議 事】

(1) 議案質疑通告者の報告

※ 別紙のとおり12名から通告があった。

(2) 質疑順位の決定（抽選）

※ 別紙のとおり決定した。

長谷川委員

昨年の9月定例会に上程された所沢市まちづくりセンター設置条例ですが、議案提出にあたり、市民部と教育委員会から質問があり、本件については懸念が払拭できないため、修正案も出されたが賛成多数で原案可決された経緯があります。

しかし、中島教育長が市長へ提出した本件に係る意見書の中では、この条例について疑義を呈し痛烈に批判しています。説明にあたった当事者の一方が議案可決後に疑義を呈することは、議案審査の前提を覆す行為と言わざるを得ません。

また、教育長が意見書を出すにあたり、教育委員会としての機関意思決定に不明な点があり、その点も踏まえ、緊急質問させていただきたいのでご協議願います。

大石委員長

長谷川委員より緊急質問をしたい旨の発言がありました。緊急質問と

は、天変地異、突発的な出来事の発生などや執行部の政治責任などに関し
議会の同意を得て行われるものであるが、あらかじめ議運の協議を経て行
うのが先例となっています。緊急質問については、緊急性の有無を含めて
議会運営委員会の場において、あらかじめ協議し、緊急性について合意が
得られた場合に日程追加して行われます。

それでは、ただいまの長谷川委員の発言に対して、質問やご意見はあり
ますか。

中井委員

なぜ緊急なのか、理由を知りたい。

長谷川委員

教育委員会としての機関意思決定として不明なところがあり、不明な点
があるまま提出された議案を審査することはできないので、その前に不明
な点を払拭する必要があると思われるため、緊急質問としたい。

中井委員

一般質問では間に合わないという判断か。

長谷川委員

議案の審査の前に確認するべきと考えるため、早急に行いたい。

谷口委員

長谷川委員が言ったように、そもそも本議案の提出の前提が崩れるとい
う大きな問題であるため、うちの会派としては緊急質問を認めてよいとい
う立場である。

大石委員長

ここでお諮りします。緊急質問を行うことでよろしいですか。

(委員了承)

ただいまの緊急質問について、日程追加することでよろしいですか。

(委員了承)

事務局から今後の進め方について説明をお願いします。

大島議会事務局主幹	日程追加をどのタイミングで行うのか、お決めいただければと思います。
大石委員長	長谷川委員にお聞きしますが、議案質疑が終わってからでよろしかったですか。
長谷川委員	大丈夫です。
大島議会事務局主幹	補足となりますが、本会議において、本日中に議案質疑が終わった場合は委員会付託が終わった段階で緊急質問を行いたい旨の発言をいただき、そちらを受けて一旦休憩となります。休憩中に緊急質問の日程追加、質問者の報告、質問順位の決定についての議運を開催し、本日中に緊急質問を行っていただきます。 仮に議案質疑が明日までかかった場合には、緊急質問は明日行っていくようになります。 散 会（午前9時40分）

松本議長

令和7年2月25日（火）②

開 会（午後4時10分）

先ほど本会議において、11番議員から緊急質問の申出がありましたことから、ご協議をお願いします。

また、請願第1号の取り下げについても、併せてご協議をお願いします。

【議 事】

(1) 緊急質問について

①日程追加について

大石委員長

先の議会運営委員会で既に確認しておりますが、本会議において緊急質問を行いたい旨の発言がありましたことから、「教育長が市長へ提出した意見書の件についての緊急質問」を本会議再開後に日程追加し、行うことでよろしいですか。

（委員了承）

日程追加の可否は、簡易採決でよろしいですか。

（委員了承）

②緊急質問者の報告

※ 別紙のとおり4名から通告があった。

③質問順位の決定（抽選）

※ 別紙のとおり決定した。

④緊急質問の方法等

大石委員長

緊急質問の方法等は、これまで一般質問に準じて行っております。

質問は、自席において一問一答で行うことでよろしいですか。

(委員了承)

質問時間は、60分以内とすることよろしいですか。

(委員了承)

(2) 請願第1号の取り下げについて

大石委員長

緊急質問の後、請願第1号「所沢市まちづくりセンター設置条例の施行日（附則第1条）を凍結し、条例本文の再検討を求める。」の取り下げの件を日程追加することよろしいですか。

(委員了承)

日程追加の可否については、簡易採決でよろしいですか。

(委員了承)

採決方法については、簡易採決でよろしいですか。

(委員了承)

散 会（午後4時15分）

松本議長

令和7年3月13日（木）

開 会（午前11時20分）

議案第1号から議案第45号までに対する討論と採決方法について、及び議員提出議案の第1回目の協議をお願いします。

また、議会運営に関する事項についても、併せて協議のほどよろしく願いします。

先ほど、市長に5月15日に臨時会議を招集していただくようお願いしましたので、報告します。

【議 事】

(1) 討論通告者の報告

※ 議案第9号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第22号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号に対し花岡議員が反対の立場から、また、議案第9号に対し末吉議員が賛成の立場から討論との通告があった。

(2) 討論順位の決定

※ 花岡議員、末吉議員の順に決定した。

(3) 採決方法の確認

大石委員長

採決方法は、委員会で多数で決した議案については起立採決、その他の議案については簡易採決としてよろしいですか。

（委員了承）

(4) 議員提出議案の協議

長谷川委員

(※意見書(案)について、提出会派からの補足説明なし)

共産党が提出している意見書だが、西暦と和暦が混ざって記載されている箇所がいくつかあるが、意図について確認したい。

中井委員

特に意図はありませんので、全て西暦に統一させていただきます。

※協議の結果、別紙の議員提出議案(案)4、9については、2回目の協議を行わないこととなった。

(5) 議会運営に関する事項について

① 「所沢市議会個人情報の保護に関する条例について」の一部改正(案)について

大石委員長

次に、「所沢市議会個人情報の保護に関する条例について」の一部改正(案)についてです。

前回の議会運営委員会において、中井委員からいただいた4つの質問については、基本的に、全て全国市議会議長会の標準条例案に基づいて改正するものとなります。詳細については、事前に送付してあります「質問に対する回答」をご覧ください。何かございますか。

特にないようですので、こちらの案のとおり、一部改正することによっていいですか。

(委員了承)

なお、2月7日までパブリックコメント手続を行った条例及び規則等の一部改正と同様に、3月18日の議会運営委員会で議員提出議案として整えたものをお示しいたしますので、よろしくお願いいたします。

②所沢市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）及び所沢市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）について

大石委員長

次に、3月5日（水）にデスクネッツで配信させていただきました「所沢市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）」及び「所沢市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）」についてです。

こちらの2つの規程については、議員提出議案として提出される会議規則及び委員会条例の改正により、議会手続きがオンライン化されることに伴い、そのオンライン化の議長が定める方法等を規定したものです。

この規程は、条例改正に伴い作成が必要となるものですので、こちらでご了承いただきますようお願いいたします。

③議会評価報告書について

大石委員長

次に、議会評価報告書についてです。

あらかじめ議会事業評価と議会改革評価表の委員長案を配信しています。議会改革評価表については、最終日に確定する数字等がありますので、そちらの部分については網掛けとしておりますので、御了承ください。

議会事業評価については、広聴広報委員会の事業評価表と併せて24日の委員長報告で報告し、ホームページに公開することによろしいですか。

（委員了承）

（6）その他

長谷川委員

本日の予算常任委員長報告で、「全員出席のもと」という発言があったが、今回の予算委員会において途中でいなかった議員がいたと思うが、少しでも出席していればその日は出席扱いとなるのか、確認したい。

大島議会事務局
主幹

一日のうち少しでも出席されれば、その日は出席扱いとなります。

大石委員長

次回は、3月18日（火）本会議散会後に開催（議員提出議案の第2回目の協議等）となります。

散 会（午前11時30分）

松本議長

令和7年3月18日（火）

開 会（午後4時5分）

先ほど開催した代表者会議において、市長から本日、市長提出追加議案4件を提出したい旨の報告がありました。また、最終日の日程及び議員提出議案2回目の協議等をお願いします。

なお、5月15日臨時会議の理事者の出席についてもお協議願います。

【議 事】

(1) 市長提出追加議案の報告

※ 追加提出する議案第46号から議案第49号までの概要を中村副市長が説明

(2) 3月24日の議事の進行（案）について

※ 瀧澤議会事務局参事が説明

(3) 市長提出追加議案について

大石委員長

追加議案に係る議案の説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位の決定のため議運を開催することによろしいですか。

（委員了承）

議案第46号から議案第49号までについては、本来は委員会付託とするところですが、付託を省略し審議することによろしいですか。

（委員了承）

(4) 議案第49号に係る教育長候補者所信表明の流れについて

大石委員長

教育長に係る人事案件については、平成28年3月定例会、平成31年

3月定例会、令和2年3月定例会及び令和4年3月定例会において、教育長候補者が所信表明を行っていますが、議案第49号の審議に際し、所信表明は実施しますか。

(委員了承)

これまでの所信表明においては、次の事項が確認されています。

- ① 休憩中に本会議場で教育長候補者が登壇して所信表明を行う。
- ② 休憩中であるが、議長の進行により所信表明を進める。
- ③ 所信表明の終了後、各会派ヒアリングや質疑順位の議運を行うための休憩をとり、監査委員の席の隣に席を設け、候補者本人に対して質疑を行うこととし、議案質疑の方法に準じて行う。
- ④ 休憩中であるが、傍聴を許可する。
- ⑤ ライブ中継は行うが録画中継は行わない。

このとおり行うことでよろしいですか。

(委員了承)

事務局から所信表明の流れについて説明をお願いします。

瀧澤議会事務局

所信表明を行うにあたり、休憩中の主な流れを説明します。

局参事

議案説明の後、休憩に入りましたら、本会議場で教育長候補者による所信表明を行っていただきます。その後、各会派でヒアリングを行っていただきヒアリング終了後、質疑通告をしていただきますが、通告については教育長候補者本人に対する質疑と追加議案に対する質疑は、別々に通告書を作成していただく形になります。その後、議運を開催して教育長候補

者と追加議案に対する質疑順位をそれぞれお決めいただきます。

その後、本会議場にお戻りいただきまして、休憩中のまま、教育長候補者本人に対する質疑を行い、質疑終了後、本会議を再開し、追加議案に対する質疑を行っていただきます。

大石委員長

なお、令和3年12月定例会において、人事案件に対する質疑についても通告書によって通告することが確認されていますので、本会議休憩中に行う教育長候補者に対する質疑も、追加議案に対する通告とは別の通告書で通告することよろしいでしょうか。

(委員了承)

(5) 議員提出議案の協議

・ 条例等改正に係る議員提出議案について

大石委員長

次に、議員提出議案の協議を行います。

初めに、条例等改正に係る議員提出議案についてですが、事前に配信してあります議員提出議案（案）のとおり、議員提出議案第1号から第7号までとして、最終日の24日に提出することよろしいですか。

(委員了承)

採決方法は、簡易採決でよろしいですか。

(委員了承)

・ 国への意見書に係る議員提出議案について

※議員提出議案2回目の協議の結果、別紙の議員提出議案（案）の10について、議員提出議案第8号として提出することとなった。

大石委員長

議員提出議案第8号の提出に当たって、字句等の整理が必要な場合には、その整理を委員長に一任していただくことでよろしいですか。

(委員了承)

議員提出議案第8号の採決方法は、簡易採決でよろしいですか。

(委員了承)

(6) 議会運営に関する事項について

①オンラインによる請願・陳情の受付方法について

大石委員長

次に、オンラインによる請願・陳情の受付方法についてです。

先ほどの議員提出議案第1号から第7号までの会議規則や条例改正の施行日が令和7年4月1日施行となることで、請願のオンライン受付についても同時期より開始したいと考えますことから、「オンラインによる提出の受付方法」と「本人確認の方法」、この2点についての確認をお願いいたします。

まず、オンラインによる提出の受付方法についてですが、2月12日の議会運営委員会において、長谷川委員、谷口委員からは「電子申請システムの活用」、川辺委員からは「電子メールの活用」とのご意見をいただきました。事務局が推奨する方法として、提出の受付方法は、所沢市の電子申請システムを活用し、本人確認の方法は、署名又は記名押印がある請願書のPDFデータ及び電話での確認とし、署名簿の提出については、使い回し防止の観点からも、オンラインによる請願の受付であったとしても紙での提出とする、ということを決めていきたいと思いますが、何か確認はありますか。

長岡委員	受付方法の署名についてだが、紙に署名したものをPDFにするという認識でよいか。電子署名ではないという認識でよろしいか。
瀧澤議会事務局参事	そのとおりです。
大石委員長	それでは、オンラインによる提出の受付方法は、所沢市の電子申請システムを活用することでよろしいですか。 (委員了承) 本人確認の方法ですが、こちらについては埼玉県議会と同様に、署名又は記名押印がある請願書のPDFデータを確認及び事務局職員から電話での確認とすることでよろしいですか。
中委員	電話での確認について、説明をいただきたい。
大石委員長	請願書がPDFで送付されて、その時点で受付となるのか。それとも電話で確認がされて受付となるのかについて、事務局お願いします。
大島議会事務局主幹	請願をオンラインで提出されたご本人と署名された議員さんに電話で間違いがないか確認が取れた時点で受理し、議長の決裁を仰ぐ形になります。
粕谷委員	電話確認について、法的な根拠や何か通達に基づいてのものなのか。
大島議会事務局主幹	本人確認の関係で、1月20日の議会運営委員会でお渡ししてある「資料2・請願における本人確認方法」に、いくつかの本人確認方法が記載されています。こちらは、全国市議会議長会からの参考事例から、選択したのになります。
粕谷委員	それは承知しているが、その根拠は何なのかお聞きしたい。

大島議会事務局主幹	そこまでの正式な根拠はございません。こちらの電話確認は、埼玉県議会も同様なやり方を行っていることから、参考にさせていただいたものです。
粕谷委員	おそらく、県議会で行われていたり、全国市議会議長会からきているものなので間違いはないと思うが、それなりの根拠というものを確認しておいてほしいと思う。
大島議会事務局主幹	話は前後しますが、通常、請願を紙で受け付けている場合、本人確認のための身分証明書の提示などは行っておらず、本人確認は特に行っておりません。ただし、オンラインになることで、事実確認のため本人確認を行うものです。その請願に対する署名の信憑性を担保するための電話確認は一つの手段と解釈しております。
中委員	そうすると、今まで以上に紹介議員の責任がかなり重くなるということだと感じているが、こういったやり方が一番いいんだというものがあつた方が事務局のためにもいいのかなと思う。
大石委員長	では、改めて確認をしますが、本人確認の方法ですが、こちらについては埼玉県議会と同様に、署名又は記名押印がある請願書のPDFデータを確認及び事務局職員から電話での確認とすることよろしいですか。
	(委員了承)
	②議案質疑通告について
大石委員長	次に、議案質疑通告についてです。
	早めのヒアリングにご協力いただきありがとうございます。
	一部の会派においては、ヒアリングが遅くなり、それにより通告が締切時

間ギリギリになり、場合によっては正午を過ぎて通告が間に合わないということが拝見されます。議案質疑の通告締切は、あくまで最終締切時間を示すものでありますので、ヒアリング終了後、速やかに事務局に通告書をご提出くださいますようお願いいたします。

通告締切前に提出された通告書については、通告締切時間を待たず、その都度、議長決裁後、執行部には情報を入れさせていただきますので、早めの通告にご協力のほどお願いいたします。

また、通告後のヒアリングについても、午後5時ごろに議員と執行部のヒアリングが終わった場合、それから執行部は答弁書を作成することになり、残業となることが想定され、早めのヒアリングが執行部の事務負担軽減に効果的であることから、速やかに行っていただきますようお願いいたします。

③6月定例会議での議案書等について

大石委員長

次に、6月定例会議での議案書等についてです。

こちらについては、執行部の準備の関係もありますことから再度確認いたしますが、令和6年10月11日開催の議会運営委員会において、亀山ICT作業部会長から、6月定例会議においては議案資料をデータ配信のみ、議案書は従来どおりの紙とデータいうことで行う旨の報告がありました。

この報告のとおり、執行部には準備をお願いすることによろしいですか。

(委員了承)

④議会運営委員会の開催会場について

大石委員長

次に、議会運営委員会の開催会場についてです。

令和２年度以降の議会運営委員会開催においては、主に全員協議会室で開催をしまいましたが、本会議中における議会運営委員会開催については、コロナ以前に行っておりました第２委員会室での開催としたいと思います。

なお、定例会議開会の一週間前の議運など、協議が長引く会議においては、今までどおりマイクシステムがある全員協議会室での開催としたいと思います。ご意見等ございますか。

(意見なし)

では、５月臨時会議から、本会議中における議会運営委員会の開催については、第２委員会室で開催することよろしいですか。

(委員了承)

⑤５月１５日開催の臨時会議における理事者の出席について

大石委員長

５月１５日開催の臨時会議における理事者の出席についてですが、通年会期制に係る申し合わせ事項において、臨時会議では、市長、副市長、経営企画部長、総務部長と議案提出所管部長としています。

昨年は、６月定例会の初日の開会前に新任部長に挨拶をいただきましたが、今年は、５月１５日の臨時会議の開会前に挨拶をいただくことよろしいですか。

(委員了承)

なお、改選期の５月１５日の臨時会議における理事者の出席については、これまでどおり開会后、あいさつをいただくため、その時間帯においては、

全員出席とすることよろしいですか。

(委員了承)

なお、5月15日の臨時会議は、理事者は全員出席でスタートし、新任部長の挨拶をお聞きいただくため、そのように議長が招集するとのこと。

(7) 閉会中の継続審査申出の件について

※ 別紙のとおり申し出ることに決定した。

散 会 (午後4時41分)

松本議長

令和7年3月24日（月）

開 会（午後3時40分）

議案第46号から議案第49号までに対する質疑順位及び本会議休憩中に実施する教育長候補者に対する質疑順位の決定をお願いします。

【議 事】

(1) 教育長候補者に対する質疑通告者の報告

※ 別紙のとおり1名から通告があった。

(2) 教育長候補者に対する質疑順位の決定

※ 別紙のとおり決定した。

(3) 議案質疑通告者の報告

※ 別紙のとおり2名から通告があった。

(4) 質疑順位の決定

※ 別紙のとおり決定した。

(5) 討論・採決方法の確認

大石委員長

討論の有無、採決については、この場で確認することができますか。

(委員了承)

討論はないようですので、採決方法についてご意見はありますか。

谷口委員

議案第48号、議案第49号については、無記名投票でお願いしたい。

大石委員長

では、議案第48号、議案第49号については、無記名投票とし、議案第46号、議案第47号については簡易採決としてよろしいですか。

(委員了承)

(6)この後の流れについての確認

大石委員長

この後の流れについて確認ですが、教育長候補者に対する質疑は、このまま休憩中に行い、その後、本会議を再開して議案に対する質疑となります。

候補者に対する質疑終了後、予鈴・本鈴により本会議を再開し、議案第46号から議案第49号までに対する質疑を行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

(7) その他

大石委員長

常任委員会の特定事件と特別委員会の件に関しての一般質問とのあり方につきましては、以前に少し議論を行い保留となっていました。5月8日に予定されている議会運営委員会までに、各会派調整をしてご意見を賜っていきたいと思います。

なお、次回の議会運営委員会につきましては、5月8日（木）午後1時30分から開催予定となっていますので、よろしくお願いいたします。

散 会（午後3時45分）